

平成19年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年11月6日（火）

新宿区環境土木部道とみどりの課

## 平成19年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成19年11月6日(火)

午前10時～12時15分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 会長・副会長の選出
- 3 開 会
- 4 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
  - (2) みどりの基本計画の改定について
    - ①計画書の構成案
    - ②個別の施策案
    - ③地域別方針の検討案
- 5 提案書について
- 6 報 告
- 7 連絡事項など
- 8 閉 会

### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第9期)委員名簿
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 みどりの基本計画 改訂版の構成案
- 4 みどりの基本計画 4つの方針と施策案
- 5 みどりの基本計画 施策案シート
- 6 みどりの基本計画 みどりの地域別方針検討案

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 新宿区みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

参考 新宿区基本構想 総合計画 素案（資料）

参考 新宿区第一次実行計画 素案（資料）

審議会委員 15名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	岸 田 省 吾	委 員	齊 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	吉 川 信 一
委 員	武 山 昭 英	委 員	秋 山 文 子
委 員	北 村 幸 夫	委 員	小 林 辰 男
委 員	近 藤 惠美子	委 員	阿 部 善三郎
委 員	高 橋 良 孝	委 員	土 屋 正
委 員	藤 田 茂		

◎委嘱状の交付

道とみどりの課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、本日事務局を務めさせていただいております、また、司会を務めさせていただきます道とみどりの課長の柏木でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ちょっとおわびといえますか、本日、この会議室を含めまして、庁舎内の空調の工事をしてございます。その関係で空調が効かないものですから、もしお暑いようでしたら、上着等お脱ぎになって御調整をいただければと存じます。申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

それから、本日1名の方が傍聴の希望をなさるということで、御連絡をちょうだいしてございます。まだ、お見えになっていないようでございますけれども、事務局としましては、本日の内容からしても公開しても差し支えないと考えておりますので、公開させていただければと思いますが、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

なお、本日この会議室でございますけれども、12時までということでございますので、会議の運営には特段の御配慮をお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。

新宿区のみどりの審議会でございますけれども、7月末で第8期の任期が終了してございます。今回から第9期の委員の皆様方によります審議会となるものでございます。

第9期の委員の皆様方の任期でございますけれども、平成19年8月1日から平成21年7月31日までの2年間でございます。

また、委員の皆様方の御発言につきましては、みどりの推進審議会の議事録といたしまして冊子にいたしまして、後日図書館等で公開をされる予定でございます。また、区のホームページでも公開されるということになってございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、委嘱状をお渡しいたしたいと存じます。本来であれば、新宿区長、中山弘子から直接、委員の皆様方にお渡しするところでございますけれども、あいにく本日、区長が所用でどうしても出席することができません。大変恐縮でございますけれども机上に配付させていただきましたので、御了承のほどお願い申し上げます。

それと、本来であれば、ここで会長に会の開会と進行をお願いするところでございますけれども、先ほど申しましたように、今回は委員改選後、第9期の委員の皆様で御審議いただく最初の審議会でございます。まだ、会長、副会長が決まっておりません。後ほど委員の皆様の互選によりまして選出していただくまでの間、事務局の私の方で進行させていただきたいと存じます。

それで、本日、第1回ということでございますので、各委員の皆様から一言ずつごあいさつをちょうだいできればと思います。

冒頭をお願いでございますけれども、このマイクの使い方でございます。発言の際には、ここにありますボタンの4番を押して御発言をお願いします。終わりましたら5番を押していただければと存じます。どうか、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、順に阿部委員の方から一言ずつ、お願いできますでしょうか。

**阿部委員** 御紹介いただきました阿部善三郎でございます。東京樹木医会に属しております。仕事はずっと病気と害虫の防除を行ってまいりました。以上です。どうぞ、よろしく願いします。

**高橋委員** 高橋良孝でございます。区民といいますか、細工町に住んでおりますが、マンションの屋上ということで、そこで野草とかハーブとかいうのをつくっています。ひところは3,000株ぐらいあったんです。今ちょっと疲れましたので、2,000株ぐらいにいたしました。こちらの肩書きになっております園芸文化協会の傘下の、野草友の会の副会長ということで30年ほど入っております会で、そちらからの推薦をいただいております。どうぞよろしく。

**土屋委員** 東京都建築士事務所協会新宿支部から来ております土屋建築研究所の土屋と申します。今回の9期で、多分私、3期目を迎えるのではないかと思うんですけれども、いよいよこの9期というのは形になる、例えば今後の方針ですとか、今後10年間を決めていく大切な期だと思っておりますので、気持ちを改めて頑張っていきたいと思っております。よろしく願いします。

**藤田委員** 屋上開発研究会というところから来ました緑花技研の藤田と申します。主に屋上の緑化とか、そういったことを取り組んでおります。事務所は曙橋にありますので、この新宿の中にある団体というので呼んでいただいております。よろしく願いします。

**洪江委員** 今期より委員を務めさせていただきます洪江と申します。よろしく願いいたします。専門はランドスケープエコロジーでして、アジアや日本の立地特性を生かしたカルチャーランドスケープをいかに保全していくかということで、日本の蛍を切り口に景観全体を固

定していくという手法が主なテーマとして扱っております。若輩者ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**斉藤委員** 東京大学の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。今期から初めてですけど、お世話になります。私は、去年の4月から農学部の方から柏に、今東京大学のキャンパスがありまして、そちらの環境学研究系というところにおります。専門はもともと造園計画とか、景観計画の方なんですけども、どうぞよろしくお願いいたします。

**輿水委員** 明治大学の輿水と申します。詳しくないんですけども、前期から続いてやらせていただきますが、やはり新宿区は、みどりの問題として、大都市が抱えるあらゆる問題を抱えているのかなと思っております。難しい課題がたくさんあるというふうに思いますが、なかなか解決することもできずに苦悩している状況ではないかということをおもっております。どうぞよろしくお願いいたします。

**熊谷委員** おはようございます。熊谷と申します。私は、疎開から戻って以来、約60年ぐらい新宿区に暮らしておりまして、それからまた、東京の大学の方には43年間ぐらいおりまして、昨年からは東京農大の方に移りましたんですが、一貫してみどりとか造園の方の研究をしておりますので、そんな関係で、この新宿区の審議会のお手伝いのできたらなと光栄に思っておりますけれども、そんなわけで、多分今おられるメンバーの中で一番古くなってしまったのかなと思っておりますけども、またみどりの審議会で、大変有意義な審議会だと思っておりますので、一生懸命務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

**岸田委員** 岸田でございます。東京大学で建築の設計をしております。この審議会はみどりの審議会なんですけど、むしろ立場としてはみどりを切り倒す側なんですけど、いろいろ勉強していきたいと思っております。私も熊谷先生と同様に、ずっと半世紀ぐらい新宿区民です。よろしくお願いいたします。

**吉川委員** 新宿町会連合会、吉川信一でございます。町会連合会も会長初め、区内のみどりについては大変関心を持ち、また現場主義ということで、現場に行かなければいけないということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

**武山委員** 新宿区商店会連合会の副会長を務めます武山でございます。タムムは早稲田ブロックがタムムなんですけれども、みどりにつきましては、まちの活性化と、それから場合によっては商店街の活性化にも大いに貢献するものでございますので、関心を持って参加しております。よろしくお願いいたします。

**秋山委員** 新宿区婦人団体協議会の秋山と申します。みどりの課の方には長年のおつき合いで、

ほとんどうちの方のだけのあれで、みどりの募金や何かをいたしておりますので、また皆さんにも御協力いただいておりますが、よろしく願いいたします。

**北村委員** 北村幸夫と申します。元商社マンでございまして、22年間海外駐在をやりまして、その後20年間は国際機関で働いてまいりました。10年ほど、もう退職して遊んでおりますけれども、その間、下落合のみどりの保護の関係の団体と一緒に皆さんと仕事をしております。どうぞよろしく願いいたします。

**小林委員** おはようございます。小林辰男と申します。新宿区には大変縁がありまして、4度目の居住をしております。今住んでいるところは、西新宿6丁目です。今のところついに住みかというように考えているわけで、もう年金生活8年目なんですけれども、最近時間が非常にあるものですから、都庁や中央公園をよく散歩いたします。非常に最近、みどりについて、また環境について、いろいろ勉強したり、あるいは興味がわいてきております。そういう意味で、各先生方の御意見等を聞きながら、またこの審議会の目的を達成するよう頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**近藤委員** 近藤恵美子と申します。どうぞよろしく願いします。公募委員。生まれてからずっと現在まで新宿区民であり続けている、新宿区を愛する、みどりが大好きな人間なんですけれど、それで、若い頃は日本女子大を卒業しまして、日本女子大の同窓会で桜楓新報という新聞の編集しておりました。どうぞよろしく願いします。

---

### ◎会長・副会長の選出

**道とみどりの課長** どうもありがとうございました。

それでは次に「会長・副会長の選出」に進ませていただければと存じます。

会長・副会長の選出につきましては、新宿区みどりの条例施行規則の規定によりまして、委員の皆様の互選となっております。委員の皆様の中に、御希望あるいは御提案があればお願いいたします。もし、ないようでしたら皆様の御了承をいただければ、事務局からの推薦という形をとらせていただければと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**道とみどりの課長** それでは、第8期では会長を熊谷委員に、副会長を興水委員にお願いしていたところでございますけれども、第9期におきましても、引き続き会長を熊谷委員に、副会長を興水委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(拍手する者あり)

**道とみどりの課長** それでは、熊谷会長、輿水副会長、会長席、副会長席の方に移動をお願いいたします。

それでは、申しわけございません。熊谷会長、一言ごあいさつをちょうだいできますでしょうか。

**熊谷会長** 改めて、今、会長の御下命を受けました熊谷でございます。何期か会長をやらせていただけてきましたので、いろんな事情については、皆様より多少は知っているところもあるかと思えますけど、いずれにしましても、この広い新宿区の中で、実は後ほど審議事項にあらうかと思えますけども、新宿区で大切にしているみどりの保護樹木というのがございまして、これが実は1,000本をもうすぐ割りそうなところに来ておりまして、私が会長のうちに1,000本切ったら、これはもう辞職ものだなというふうに思っておりますけど、もしかしたらこの2年持たないかもしれませんので、大変そういう意味では、みどりに対して厳しい条件のある新宿区でございます。一方で、お聞き及びかもしれませんが、最近は大変、新宿区の財政状況もよくて、中山区長になりましてから、いろんな意味で、今まで滞っていたような、そういうまちづくりとか、あるいはみどり関係、そういうことに関して区長も大変関心をお持ちのようでございます。したがって、この歌舞伎町周辺を含めて、最近大変みどりが多くなって、街路樹とかあるいは方々で電線を地中化して、いろんなところにハンギングバスケットを飾ったりして美しくしようと、そういうような意志も感じられるような区でございますので、どうか委員の方々も、これまで以上に御協力と御理解を得ながら、審議会を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**道とみどりの課長** 次に、輿水副会長より、一言お願いいたします。

**輿水副会長** 保護樹木が1,000本を割って、会長がやめることにならないように、補佐してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**道とみどりの課長** どうもありがとうございました。

それでは、これより議事進行を会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

---

### ◎開会

**熊谷会長** それでは、平成19年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

まず最初に、事務局より本日の出席状況について、報告をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日、15名の委員の方、全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

次に、資料について、御説明をお願いいたします

**道とみどりの課長** 皆様のお手元でございます資料について御説明を申し上げます。お手元に配付しました資料の御確認をいただければと思います。

まず、資料1といたしまして、新宿区みどりの推進審議会第9期の委員の名簿をお配りしてございます。

資料2といたしまして、保護樹木等の指定及び解除についてでございます。

資料の3、みどりの基本計画 改訂版の構成案、A4のカラー刷り、表の形式になっているものでございます。

資料4といたしまして、みどりの基本計画 4つの方針と施策案。

資料5といたしまして、みどりの基本計画 施策案シート。

資料6といたしまして、みどりの基本計画 みどりの地域別方針の検討案でございます。

なお、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則・みどりの基金条例をお配りしてございます。また、新宿区みどりの基本計画、現行のものでございますけれども、そちらについても、お手元にお配りしてございます。あと、新宿区のみどりの実態調査報告書（第6次）の部分の、この冊子でございますけれども、お配りしてございます。続いて、新宿区基本構想 総合計画 素案、こちらのちょっと厚い方でございます。また、新宿区第一次実行計画 素案、少し薄い冊子がございます。

なお、まことに申しわけございません。新宿区みどりの基本計画とみどりの実態調査報告（第6次）につきましては、この会議終わりましたら、またお戻しいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、審議に移らせていただきます。審議事項は「保護樹木等の指定及び解除について」と「みどりの基本計画の改定」でございます。

では、最初に保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、保護樹木の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明を申し上げます。担当の職員より、映像を交えて御説明をさせていただきます。申しわけ

ございません。室内の明かりを少し暗くさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**事務局** それでは、説明させていただきます。保護樹木担当の飯岡と申します。よろしくお願いいたします。

資料2に沿って御説明をさせていただきます。今回は、指定が1件1本、解除が2件4本でございます。

まず、保護樹木の指定についてでございますが、現在、保護樹木の指定同意書が提出されているのが1件1本でございます。

それでは、映像の方をごらんください。

中落合2丁目の聖母病院の近くにありますチャンチンという木でございます。こちらは、目通りが条件より若干足りないのですが、新宿区内では比較的珍しい木でございます。春先の新芽が赤色で大変目立ち、聖母病院の窓からも見えるということで、患者さんたちから、何という樹木かと尋ねられることが多いそうです。ただ、所有者の方も名前が今までわからなかったそうで、今後も大事に維持していきたいということで、今回保護樹木の指定について同意書を提出されたものでございます。

次に、保護樹木等の解除についてでございます。既に指定解除したものが2件4本でございます。

まず、下落合3丁目のエノキでございます。こちらは、各種学校の建物の建てかえで緑化計画書も提出され、当初移植して残すという計画でございましたが、工事が始まってから学校側の都合で移植せず、区に届け出もせず、解体に引き続いて急遽伐採してしまったものでございます。この件に関しましては、工事管理業者から、保護樹木を誤って伐採してしまったけれどもどうしたらいいかとの相談を受けたことからわかったものでございます。直ちに事業者と工事管理業者を区役所に呼んで厳重注意をし、経過報告と善後策の検討を指示いたしました。残念ながら、伐採された樹木はもとに戻りませんが、反省しているということと、代替樹木を植えるということで、解除申請を受け付けたものでございます。映像は工事業者から提出されたものでございます。

次に、同じく下落合3丁目のサクラほか、計3本でございます。こちらは、高齢で一人暮らしだった所有者の方が亡くなって、お子様もいらっしやらない、相続人の方も、御兄弟がいらっしやるんですが同じく高齢ということで、維持が困難であり土地も売却したいということで、代理人を通じて解除の申請が提出されたものでございます。樹木が大きく、敷地が

旗ざお形状ですので、少し変形の写真となっております。

次に同じくコブシです。ちょっとわかりにくいんですが、大きく左側のものがユリノキ、計3本でございます。

以上です。

**道とみどりの課長** 本日御説明をいたしました保護樹木を御承認いただきますと、前回の審議会で御報告いたしました数量と比べまして、保護樹木の本数が3本少なくなっております。この結果、保護樹木については1,010本ということになるものでございます。

照明の方をお願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。ただいま、事務局より説明をいたしました。何か御質問なり御意見がありましたらどうぞお願いをいたします。

斉藤委員、お願いします。

**斉藤委員** 初めてなので教えてほしいんですけど、よく、保護樹木に標識をつけたりしてるところがありますけど、誤って切られたものはもちろん表記がなかったわけですね。特に表記はされてないんですか。

**熊谷会長** 課長、お願いします。

**道とみどりの課長** 新宿区におきましても、保護樹木については、保護樹木であるということ、樹種は何かということなどを、プレートで表示してございます。ただ、今回のエノキにつきましては、プレートが古くなって落ちてしまっていたこと。古くなって落ちてしまっていたということではございますけれども、事前に、事業者の方、いわゆる建築業者の方ですけれども、私どもと緑化計画の相談に来られてございます。その際に、この樹木が保護樹木であるということについては、施工業者の方とは確認がされたわけでございます。ただ、業者の方と所有者、つまり学校側の責任者の方との連絡がうまくいってなかったようでございまして、学校の責任者の方は、保護樹木という認識がまだその段階でなかったということで、どうもその辺の手続のミスから伐採というような判断をしてしまったという報告を受けているところでございます。

**斉藤委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかに、どうぞ。

**小林委員** 小林でございます。1点お聞きしたいんですが、保護樹木の保全というのは、非常に大事だということに考えます。そして、今回20号の台風が来たわけでありまして。非常に中央公園なんか荒れまして、木が倒れておりました。それについて、大事なこういう樹木を

保全するための被害は今回あったのでしょうか。また、対策等は何か考えておられるのでしょうか。

**熊谷会長** 事務局、お願いします。

**道とみどりの課長** 今回の台風の際に、今、委員のお話のように、街路樹等々でかなりの倒木が出たのが実情です。ただ、今回、保護樹木に関してといいますか、その区内の保護樹木関係での倒木等の被害については、私どもの方では把握してございません。連絡はございませんでした。保護樹木について、例えば何かあったときの倒木等の被害でございますけれども、現在、保護樹木については区の方で保険をかけてございまして、何か保護樹木に関して事故があった場合の、所有者の方の負担の軽減というような策は取らせていただいております。また、なかなか定期的にとということではないですけれども、保護樹木に関しましては、区の職員が随時、住居を見回った際に所有者の方に声をかけたり、状況の、生育度といいますか、健全度等の把握には努めているところでございます。

**小林委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。これ、平成2年にみどりの条例できて、それ以来、保護樹木っていうのはどんな減り方しているのでしょうかね。もし、参考になれば。条例できた際には、もし、おわかりになったら説明してください。

**事務局** 事務局の小菅と申します。よろしくお願ひいたします。

今、会長の方から御質問のありました保護樹木の指定の状況等について、経年的なものを述べさせていただきたいと思ひます。

私の手元の資料には、実はみどりの条例ができる前、その前の条例から保護樹木の指定制度というのはございました。昭和48年から区の方では指定しております。正確な数値として、今、私の手元に平成5年からの数値がございます。平成5年、約15年ほど前ですけれども、その時点で1,075本でございました。その後、ふえたり減ったりいたしまして、最も本数が多かったのは、最大瞬間風速みたいなものですが、平成10年度の1,081本、この数値が手元の数値では一番多いかと思ひます。その後、徐々に減りまして、特に近年は指定の本数よりも解除の本数が上回りまして、現在1,010本という状況でございます。

平成5年から平成17年度までの間の指定の本数の年間の平均が22.2本です。それに対して、解除の本数の平均が26.8となっております。解除の方が上回っている状況でございます。こうしたことから、徐々に保護樹木の方が減少しているという状況でございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。なかなか厳しい状況、委員の皆様にもおわかりいただけたかと思いますが、いつもこの保護樹木は、毎回審議会の議題に上るんですが、最近が高齢化されて、そういう方が持ちきれずに、特に相続の関係で土地を売却するというような際に、相変わらずその更地にして土地を売買するという、そういうような決まりといたしますか、一方では慣習みたいなものを築いておまして、我々の力ではちょっと及ばないような部分もありますけれども、できるだけその辺を御理解をいただきながら、もし、お近くのところで、そういうような樹木をお見かけになったら、ぜひ周りからのお力添えいただきたいということで考えてます。何年か、あるいは何回か前のときに、そういうみどりの保護樹木を実際に審議会の委員で見て回ったらどうかというように、そうすることによって、樹木を実際に持ってらっしゃる方も認識を高めていただけるし、それから、周辺の方も、大変そういうことに対して理解を示すということで、何かそんなような、ただここで無為無策に減っていくのを見てるのもいかなもんかなというように、そういうこともございましたので、何とかしないと、どうも減る一方なものですから、私としても大変心を痛めておりますので、どうぞ委員の方々の御理解をどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、秋山委員、お願いします。

**秋山委員** 一人暮らしの御老人が亡くなると、その樹木が減るとのお話でしたけど、私ども地域の赤城神社なんですけども、今度神社の建てかえで保護樹木がなくなるみたいなことで、ですから、やっぱり1本でも多い方がいいと思ひまして、近くの熊谷組の建てたマンションのところに大きな木がございますんです。それは保護樹木ではないので、保護樹木に関しては何か規定があるのか、この前ちょっと、こちらの課の方にも申し上げたんですけど、あれの指定は何か決まりがございますんでしょうか。それ、ちょっと伺いたいんですけど。

**熊谷会長** 事務局、保護樹木の指定要件。

**事務局** ただいまの保護樹木の指定の基準についてお答えいたします。保護樹木ですが、地上1.5メートルの高さにおきまして、幹回りが1.2メートル以上あることが条件でございます。それから、保護樹林につきましては、面積が500平米以上あることが要件でございます。最後に保護生垣でございますが、高さが地上1.2メートル以上、長さが15メートル以上の生垣で景観上すぐれ、良好な管理が行われているものということを条件としております。

以上でございます。

**秋山委員** 重ねて申し上げますけど、よろしいでしょうか。

そのマンションの周りに緑地ということ指定したときなので、厳しく言ったことによって、公園のようになっておりますので、大変に皆さんの憩いの場になっておりますので、ああいう指定も何か多少ともやったことに関しての、区の方から、いわゆる感謝状とか何かそんなのがあると、これから建てる方も、いつもやってばかりで何だっというようなものがあるんじゃないかと思うんですけども、できれば、本当に見事な公園になってますんです。ですから、そういうことも、ほかの人の目安にもなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともどなたか、今、熊谷会長さんがおっしゃられましたように、そういうところの見回りの制度みたいなのをつくっていただけたらよろしいんじゃないかと思うんですけども。ぜひとも、お願いしたいと思っております。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変、積極的で実質的な御意見ですから、一つは、多分おっしゃりたいのは、当事者だけでなく、何らかの形で区の方から働きかけて、保護樹木にどンドンどンドン指定をお願いしていくような、そういう働きかけをしたらどうかという御意見だと思います。もう一つは、できれば、そういう立派に役割を担っていただいている方なり、あるいは団体に対しては、積極的な表彰をするような、そんなことも考えていって、つまり、いい意味でのあめもないと、ただ協力してくれと、あるいは伐採することに対してむちを振り上げるような、そういう何か悪い言い方をすると、非常に役人っぽいような行政ではなくて、もっとみどりに対して人間らしい、人間らしいって言うと、役人の方が人間じゃないように聞こえますので、これは議事録から外していただきたいんですけど、血の通ったような温かい新宿区の職員の方々のみどりの要請をお願いしたいということですので、少しこれ考えていただいて、別に表彰するのは、それほど予算を取るものではなくて、賞状でもいいと思っておりますし、そういうような要件とか、それから、多分保護樹木を見回ってらっしゃるってことはあると思うんです。だけど、その保護樹木の対象になってないものを、積極的に区の方から保護樹木への申請をお願いするっていうようなのは、余りされてないんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

**道とみどりの課長** 私ども、見回りに行くのは、やはり保護樹木が中心でございます。ただ、保護樹木を見に行く際、やはり地域の中で立派な木があれば、ああこれはすばらしい木だなというような判断をいたします。私どももそういった場合、働きかけをするケースもないわけではないんですけども、今いろいろ御指摘を賜りましたように、そういった部分、不足しておりましたので、今後、その辺にも力を入れていきたいというふうに思っております。

**熊谷会長** ありがとうございます。よろしいですか、ちょっとお待ちください。多分、職員

の方が実際に見回っていただいて、それで地域の中で立派な木を、保護樹木のまだ未指定のをごらんになって、それがかなり資格があるなということになれば、私としては、それを審議会にここに挙げていただいて、みどりの審議会から願いをするというような形をとれば、いろんな意味で、このみどりの審議会も役割が果たせますし、そういうような形でされたいかがかなというふうに思いますが、その辺も御検討をいただいたらと思いますけども。

どうぞ。

**近藤委員** お話聞いてると、すごく保護樹木の将来が何か心細いような印象を受けたんですけど、この保護樹木の指定の中に、大学構内の木も保護樹木に加えられているんですか。かなり大学の構内というのは、古い大学だと立派な木があるんですよ。だけど、最近やっぱり大学も校舎建てるので、それを移植してまたどこかに戻すっていうと、すごく費用かかるとか言って、切る場合があるんです。だから、それが保護樹木に指定されてあれば、もうちょっと個人よりは考える余地が、大学の方があるんじゃないかって思うので、大学の構内に少し目を向けて、保護樹木になりそうな木がいっぱい持つてはると思うんですけど。

**熊谷会長** その辺の現状はいかがですか。早稲田大学だけじゃないと思いますけど。

**道とみどりの課長** 大学に関して申しますと、区内何校かありますけども、例えば、今会長おっしゃったように早稲田大学、あるいは目白大学、女子医大などで保護樹木の指定の実績がございます。ただ、今、近藤委員からお話のあるように、その他にもかなり育った立派な樹木というのも当然あるかと思しますので、そういった部分についても、今後また、大学の関係の方と話をさせていただきたいと思っております。

**熊谷会長** しつこいようですけど、ですから、新宿区内の目通り1周1.2メートルについては全部洗い出して、それは全部一応保護樹木の候補樹木として、少なくともみどりの審議会の資料としては持って、整理をしていただいておりますので、その都度、申請の願いをするというようなことでいかれてはいかがなものかなというふうに思いますが、御検討をお願いしたいと思います。何しろ1,000本切ると、私の首かかっておりますので、少し積極的に。

大変失礼いたしました。それでは、特に……どうぞ、お願いいたします。吉川委員。

**吉川委員** 4を押せばいいんですね。

先ほど、保護樹木回ったらということで、私たちは有志で二、三日かけまして、新宿区内、保護樹木ほとんど全部見させていただきました。プライバシーや何かございますので、例えば、その保護樹木のおうちまで入って、なかなかお話できませんところが多かったのですが、中には逆に、見てくださってという、すごく熱心なおうちもございまして、すごく感激した

んですけど、保護樹木と一緒に自分の人生があるんです。保護樹木の成長とともに人生が、思い出がたくさん詰まってるんですね。だから、そういう話聞くと、すごく保護樹木、ただみどりっていうだけじゃなくて、その保護樹木を持ってる方のおうち、あるいは御主人なりの人生を保護樹木と比べて見ていらっしゃるわけです。だから、それは今まで聞いたことがなかったので、こういう役割もあるんだなというんで、すごく感激いたしましたです。

もう一点は、保護樹木の、やはりいろいろお話ししてくださった方によると、補助金が出ておりますよね。それで、保護樹木もどんどんどんどん大きくなっていきますんで、剪定に何万、1件のおうちで2本お持ちの方もあったんで、そうするとかなり莫大なお金がかかるんで、2本は幾らかって、幾らか少なく支給されるわけになってるわけですよ。その今、大変見直ししてくださっておりますけども、何やら会長さんのお話によると、新宿区が大分金持ちになってるんで、ひとつ、そういったことにはポンと金持ちなりに補助していただけたらなということ。

それと、もう一つお困りになっているのは、やはり日々の手入れです。落ち葉とそれから大きくなるとカラス対策です。カラスが全くかわいいカラスじゃないんです。七つの子なんてあるじゃないですか、歌で。ああいうカラスと違って、大変厳しいカラスで、いろんな物落とすそうなんです。もう想像もしないようなもの、わざと落とすんだか何だか、大変それが頻繁なんで、非常に御近所に迷惑かけてるんでという、そういった保護樹木を持ってるための御苦労、落ち葉と。だから、そういった面でのアフターケアっていいですか、やはりいろいろ、今も考えてくださっておりますけれども、1,000本を切ったら大変ですよ。みんな首になってしまうわけですから、会長さん初め。ぜひ1,000本を切らないようにアフターケアっていうのを、ひとつもう一度見直しさせていただいて、1,000本切らないように御努力したらいいんじゃないかと思っておりますので、ちょっと話させていただきました。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。北村委員、よろしく願いいたします。

**北村委員** 実は、6月25日に私の方から、会長、副会長、事務局及び当時の審議委員に全部コピーを回していただいたんですが、提案書というものを出了ました。その中で、具体的にどういうようにしたら保護樹木をふやすことができるか、どうやって維持するかということを提案してございます。ですから、ここで詳しく申し上げる必要もないと思うんですが、ぜひとも、これをもう一遍お読みいただいて、これを次回の審議会のときに、その内容を討議していただけたら有難いと私は思っております。そうすれば、必ず保護樹木の数は大幅にふえ

ます。したがって、熊谷会長もあと十年二十年お願いすると、皆様そうおっしゃると思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。多分、後ほど、北村委員の御意見については、ある程度本日の議題の中でも検討させていただくということになっておりますので、また今後、北村委員の御意見をさらに発展をさせて、今審議会の重要な討議事項として検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、委員の皆様の御意見を十分に事務局の方で参考に考えていただいて、検討を進めていただけたらというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この議題はこれまでにさせていただきたいというふうに思います。

---

#### ◎みどりの基本計画の改定について

**熊谷会長** 次の審議事項にまいります。

みどりの基本計画の改定について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、みどりの基本計画の改定について御説明を申し上げます。

現在の「新宿区みどりの基本計画」でございますけれども、「みどりに関する総合的な計画」といたしまして、都市緑地保全法に基づいて、平成10年9月に策定をしたものでございます。しかし、当面の目標としておりました10カ年が平成20年9月までということでございます。そうしたことと、加えまして社会情勢の変化でございますとか、新宿区の基本構想・基本計画及び都市マスタープラン、あわせて総合計画というふうになってございますけれども、この改正の準備を今、進めているところでございます。また、都市緑地法でございますとか、景観法というような新たな法令もできておまして、そうした法令に対応した緑化推進策を確立する必要が生じてまいりました。これらの理由によりまして、平成20年9月までにみどりの基本計画についての改定を行いたいというふうに考えてございます。

改定につきましては、区内部で検討部会をつくりまして計画案を策定し、当審議会におきまして御審議をいただいているところでございます。前回の審議会におきましては、計画の目標、方針の設定について御審議いただきました。本日は、計画書の構成案、計画の目標、方針を達成するための個別の施策案、そして、地域別方針の検討案を作成いたしましたので、これらの内容についても御審議いただきたいと存じます。この検討案等につきましては、本日の審議会に先立ちまして、資料を送付させていただいたところでございます。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

初めに、みどりの基本計画の改訂版の構成案について御審議をいただきたいと存じます。配付資料の3を御参照いただければと存じます。

この構成案でございますけれども、現在のみどりの基本計画の構成を参考にいたしまして、改訂版の構成を検討したものでございます。計画の全体像を見据え、効率的に作業を進めるために作成をしたものでございます。構成案の青色で書かれている部分でございますけれども、計画の改定の背景でございますとか、これまでの施策の実績等の資料を作成する部分でございます。緑色の字は、目標、施策の達成度、検証、計画の方針、目標案など、既に検討案ができています部分でございます。赤字の部分でございますけれども、これは施策別のアクションを中心に、今後検討していただく内容でございます。

構成案としましては、まず冒頭で申しましたように、現在の計画のどこを改定するのかをしっかりと記述するとともに、個々の施策につきましても、「新規、拡充、継続」の区分を表示して、改定内容をわかりやすくいたします。そして、新たな有効な施策の導入の可能性を検討して、新宿ならではの特色のある施策を核とした構成でいきたいと存じます。

改訂版の構成案についての事務局からの説明は、以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。事務局より改訂版の構成案について説明がありました。計画の全体像を視野に入れまして、今後の作業を進めるため、現段階の資料ということによるのかなと思います。本日は時間の関係もございますので、引き続き本日の本題であります個別の施策案について、事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、個別の施策案について御説明を申し上げます。お手元の資料4並びに資料5を御参照いただければと存じます。

資料4でございますけれども、守る、増やす、特色のあるみどり、しくみ、この4つの方針ごとに整理いたしました施策案の一覧でございます。今回の改定では全部で22の施策案を検討してございます。各施策につきましても、現在の計画を基準にいたしまして新規、拡充、継続と区分いたしまして、黄色、緑色、白で色分けをしてございます。改定あるいは拡充する主な施策内容につきましては、概要欄に赤い文字で記載してございます。この22の施策案につきましても、目標、現状、課題、今後の取り組みなどを1施策1シートでまとめた資料が資料5になります。各施策案の詳細の内容につきましては、担当より御説明を申し上げます。

**事務局** 担当の依田と申します。よろしくをお願いいたします。

映像で説明させていただきますので、申しわけありませんが、照明を落とさせていただきます。

ます。

それでは、4つの方針別に各施策案を説明いたします。

初めに「地域の貴重なみどりを守る」5つの施策になります。現在の施策から見まして、新規のものは赤で「新」、拡充するものは緑で「拡」、無表示のものは継続事業という表示をしてございます。なお、個々の施策案につきましては、資料5の施策案シートのうち、概要と今後取り組む内容を中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは最初、みどりの保全を重点的に進める地区を指定します。これは、何らかの形で地域制の制度を導入して、みどりを守っていくという施策案になります。新宿区のみどりの条例に基づくモデル地区、緑化重点地区、都市計画法の地域地区、都市緑地法に基づく緑化地域等諸制度につきましては、新宿区での導入を図るという施策です。なお、施策項目の頭にA、B、Cの記号をつけておりますが、これは施策の実現性の区分で、Aが当面努力して可能、Bが調整と経費が必要、Cがかなりの調整と経費が必要という区分に分けてございます。なお、このパワーポイントでは、資料5でBやCの施策でも、区の実行計画等に実際に載って進んでいる事業につきましては、Aと表示しておりますので、御了承いただきたいと思います。

地域の貴重な樹木・樹林等を守ります。こちらは、先ほどから御審議いただいております保護樹木制度の拡充の施策案になります。指定の基準と補助内容を、より実態に合わせて見直すということ、特に貴重樹につきましては、特別保護樹木に指定して支援を拡大していく。また、大きな木や、災害等で危険な状態になった木の、区の維持管理支援を拡大していく。また、伐採を制限したり、後継樹を植栽するなどの仕組みづくりを検討する。そして、落葉期の、保護樹木の落ち葉の回収と処理、これを区により実施すること。これを検討するという施策案を挙げてございます。

区民の森を整備します。こちら、区内唯一の自然の残る公園、おとめ山公園の隣接する国家公務員宿舎3カ所、約1ヘクタールが売却予定になっておりますので、こちらを買収して、区の区民ふれあいの森として、総合的に整備・運営していくという施策案になります。この区民の森に関しましては、学識経験者、区民参加の検討組織で整備・運営を検討する。また、この中には寄附の植樹による森をつくるゾーンを設けましたり、湧水の保全のための有効な施策を検討するという施策を入れております。また、この区民ふれあいの森とはちょっと違う施策なのですが、多摩地域等の市部の森を区が借りて、区民の森として、区外に区民の森をつくって運営するという、こういうことも検討するというを入れてございます。

みどりの資源をリサイクルします。グリーンバンク、また枝葉のリサイクルの事業になります。グリーンバンクにつきましては、現在1カ所、都市計画道路の用地を暫定的に利用し、設置してございますが、例えば、地域ごとにグリーンバンクの場所を確保して利用者の負担を軽減するなど、そういう仕組みを検討していくことを挙げております。また、リサイクルの難しい高木につきましては、不要な樹木につきましては、区民から区民への仲介を区が行う仕組みを検討したいと施策案を挙げております。また、枝葉のリサイクルですが、この区民との協働による全量リサイクルを目指すということと、将来的には、枝葉、土等リサイクル施設の設置・運営を検討するということを施策案として挙げております。

アユが喜ぶ川づくりをすすめます。神田川、妙正寺川の生き物への配慮と親水化の事業になります。まず、河川整備の際の親水化、河川管理用通路の散歩道整備、河川空間を河川公園として整備すること、また、戸塚地域センターをこれから建築する予定ですが、この中に神田川ふれあい施設を設置する。また、区民参加で行っております神田川ファンクラブにつきましては、参加者の拡大を図っていくという施策案を入れております。

以上が、「守る」の5施策になります。

続きまして「新たなみどりを増やす」5施策になります。

みんなでみどり公共施設緑化プランをすすめます。公共施設緑化の施策の拡充案になります。今まで公共施設の緑化は学校緑化を中心に進めておりましたけれども、今後は、すべての区有公共施設を対象に地域と協働で緑化をしていく。また、護岸、道路、芝生、バス停の緑化を進める。そして、今までつくった公共施設緑化もきれいに保たれますように、補修や材料支給の支援などを区で行っていくという施策を挙げております。

みどりを増やす計画・調査をすすめます。こちら、建築に伴う緑化計画書制度、みどりの基本計画の見直し、みどりの実態調査の施策になります。緑化計画書制度では、道路沿いの緑化へ偏った基準となっておりますので、なるべく区民、事業者が自主性を発揮できる制度への見直しを図る。さらに、東京都の条例にかかってこない敷地に関しましては、区の独自基準に見直していく。また、最新の工法による緑化のシステム、こちらを使った緑化に関しましても、担保性がある程度確保できましたら、緑化計画書の緑地として認定していくという方向に検討しております。また、区内で貴重な高木に関しましては、なるべく残して、新たにふやすための基準に変えていくということを挙げております。加えて、前回の審議会でも御意見が出ましたが、みどりの基本計画の進行管理については適正に実施していくということを挙げております。

屋上等緑化を重点的に進める地区を指定します。こちらは、先ほどのみどりの保全と同様に、屋上等の緑化につきましても、何らかの地域を指定して推進する制度を導入するという施策案になります。

公園を新たに確保します。ここ10年ほど財政状況が悪化しておりまして、しばらく休止しておりました事業の復活ということで挙げております。財源を確保しまして、適当な場所があれば機会をとらえて積極的に公園の用地買収を行う。さらに、新しく都市公園法に法定されました立体都市公園、借地公園の確保・設置を検討する。また、適地が出ましたら押さえるために相続・売却等の情報の早期収集に努めるという施策案を挙げております。

地域の庭の公開をすすめます。こちらは、私有地の緑地や空地、公有地の未利用地を、公園を補完する地域の庭として公開するという事業案です。公開空地につきましても、準公園的な位置づけとしまして、施設整備基準、指導基準などを検討していく。また、管理者と調整のうえ、社寺、企業、大学等の緑地を地域の方も使える庭として開放していく。また、みどりの残る私有地を市民緑地制度により公開する。私有地、公有地の遊休地、緑地や遊び場としての暫定利用を進めていくという施策案を挙げております。

以上が、「増やす」の5施策になります。

続きまして「新宿ならではの特色のあるみどりをつくる」7施策になります。

新宿花いっぱい運動を推進します。こちら、街路灯にハンギングバスケットを設置し、商店街や地域と協働管理をしていく。さらに、公共施設の周辺部、エントランス部分をプランター等で緑化して、地域と協働で管理する。また、りっぱな街路樹運動での道路の花壇づくりとも連携して、花をいっぱいにしていくという施策案を挙げております。

空中緑化都市づくりをすすめます。空中緑化都市とは、屋上、ベランダ、壁面の緑化の進んだ都市のことを定義しております。屋上、壁面緑化工事費の一部を区が助成する。こちら、来年度から実施できるように制度等、今調整を行っております。助成に関しまして、屋上緑化ではなるべく本当に小さな手軽な緑化から、壁面緑化でもみどりのカーテンレベルのものから助成対象にしていくと、幅広い選択肢を用意する予定でございます。さらに、屋上、壁面の最新の工法や事例、こちらを区がホームページを使いまして随時情報発信をしていく。また、平成6年に出版しました書籍「都市建築物の緑化手法」に関しまして、大分内容が古くなってきましたので、こちらも見直しを図っていくという施策案を挙げております。

生き物の生息できる環境をつくります。こちらは、地域の活動拠点となる規模のビオトープを設置し、区民主体で活動・運営を行っていく。さらに、現在、区民主体でかなり活動が

行われております新宿中央公園のビオトープを一般公開していく。また、今までつくりました学校ビオトープ等の拡充と環境学習等への積極的な活用を図る。こういう施策案を挙げております。

防災に配慮したみどりをつくります。接道部緑化助成、生垣助成ですが、こちらの基準を実態に即して見直すとともに、他のまちづくり事業、細街路事業とリンクして生垣助成を推進していくという事業案です。また、樹木の防火機能や防災に効果のある植栽方法、配植の仕方等の情報を、区が随時ホームページで公開していくという形をとりたいと思っております。

魅力ある身近な公園をつくります。こちらは、ここ数年、財政状況により小規模な公園を中心に改造してきました。これからは、中、大規模公園につきましても、区民参加で計画的に改修を行っていくという案を挙げております。さらに、公園の利用実態とニーズを調べまして、個々の公園の役割やあり方を分析して「魅力ある身近な公園づくりの基本方針」を策定する。また、区民の方による公園サポーターによる、公園管理を進めていくという施策案を挙げております。

新宿りっぱな街路樹運動を進めます。こちら、緑量のあるりっぱな街路樹を区道の道路改良や電柱地中化等の機会、また、生育空間のある箇所には積極的に整備していく。さらに、路線ごとに、きめ細やかなそれぞれの樹種を考えたレベルアップ剪定を実施する。そして、都市計画道路整備には、関係機関と調整しまして、緑量のある街路樹を整備する。また、区民の、道のサポーターによる花壇、植樹帯の管理を推進する。花いっぱい運動と連携しまして、街路樹の下に花壇を設置するという施策案を挙げております。

続きまして、歴史と文化を継承するみどりをつくります。地域の歴史と、地域の思い出の保存・再生の事業です。こちらは、地域の地形や歴史、文化にちなんだみどりを区民との協働により保全・再生していくこととあわせて、例えば、親の思い出のある木、親が昔遊んだ遊具などを残して子どもに引き継ぐなど、地域の思い出の保存、こういうことも公園の改修等の機会に考慮していきたいということを考えております。また、現在進んでおりますが、新宿御苑北側の散策路に、歴史的なシンボルとしまして、玉川上水をしのぶ流れを整備する。

以上、「特色のあるみどり」の7施策を挙げました。

続きまして「みどりの啓発としくみづくり」5施策になります。

最初に、国、都、他区と連携していくという施策ですが、国、都の所管する新宿区内の施

設に関しましても、みどりの動向を総合的に区がチェックし、管理するシステムを確立するということを挙げております。また、みどりの広域的なまとまり、つながりを守りつくるために周辺区との調整、施策的連携を図るという施策案を挙げております。

地域ぐるみで緑化をすすめます。こちら、10軒並んで緑化をしていただける場所には、草花、土、プランター等の支給を区が行って緑化を推進しておりますが、この地域緑化の制度を、地域の自主的な緑化に誘導し、その活動を支援するという形を検討しております。さらに、より多くの新しい地域へ、地域緑化が広がる基準を見直すという施策案を挙げております。また、みどりの協力員に関しましては、登録・派遣の仕組みの検討を、区民参加の生き物調査等では、より多くの地域の方の参加を工夫するという施策案を挙げております。

みどりの普及奨励ですが、まず最初に、区のホームページを活用しました、みどりの情報発信を充実するという一番を挙げました。さらに、みどりの講座では、例えばみどりのカーテンを取り上げまして講義した後、苗を配布するなど、地域でそのままみどりがふえる取り組みを進めるというようなことを考えていきたいと思っております。また、現在月1回の緑化相談も、かなり区に電話がかかってくるので、需要がありますので、こういうものの常設を検討したい。また、庭や屋上緑地に地植えしていただけることを審査しまして、そういうことが可能な方に関しましては、区が区民の希望の苗木を支給する制度、こういうものを検討したらどうかと考えております。

みどりの推進審議会を運営しますということですが、みどりの施策、関連計画の進行管理、効果検証、新施策の提案、現場の調査等を行う総合的な機関として運営するという事で、A施策で提案させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、みどりの基金を活用します。現在、基金でみどりが残る貴重な緑地を公園として購入するという事になっておりますが、こちら、実際行って、貴重なみどりを守っていききたいと思っております。区民が小額でも気軽に寄附できる募金制度を検討する。また、用地買収以外でも、集まった基金を有効に使っていく、使い道の幅を広げるという施策を検討したいと思っております。

以上が、「啓発としくみ」の5施策で、全22の今回提案させていただきます施策案となります。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より個別の施策案について説明がありましたが、ここで質問や御意見がありましたらお願いをいたします。

どうぞ、吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** ただいま、大変見直しを図った、楽しくすてきなプランをお聞かせいただいて、大変力強く感じますが、一つは、学校のことで若干おっしゃってございましたけども、はっきりと地域によっては廃校になる学校が多くなってきております。私どもの地域でも高等学校が2校、これはもう、はっきり廃校となっております。その後、小学校につきましても、今話し合いが進んでいるところでございますので、なかなか新宿区はスペースが少ないということで、そういう、これは区だけのあれじゃなくて、都立高校になれば都の所轄になると思いますけども、積極的に廃校の跡地、具体的にはどうのこうのと言うわけではございませんが、要するにみどりの施策で、区で使うような積極的な働きかけをしていただきたい。そして、幾らかでもパーセンテージをふやしていきたいためだと思っておりますので、発言させていただきます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

事務局の方から、お願いいたします。

**事務局** 現在、区立の小中学校の統廃合等進んでおりますが、区の方針としましては、廃校まるごと他の団体等に貸して収益を上げるという形で、これまでの御時勢では進んでまいりました。ただ、景気状況等も変わってきましたので、なるべくみどりの施策、特に公園等に使えるようにこちらの方も要望していきたいと思っております。また、都、国等の施設に関しましても、みどりの部門として関与して、なるべくみどりをふやせる場になるように要望したいと考えております。

**熊谷会長** ぜひ、新宿区の教育委員会に要望を出していただけたらと。

課長、お願いします。

**道とみどりの課長** もちろん、教育委員会もそうでございますし、私ども、施設を、土地を有効に活用するというので、いろんな施設計画を立てるわけでございます。そういった中で、やはりみどりを守るという区の姿勢を、まず区が率先垂範して示す必要があるんだろうというふうに認識してございます。そうした中で、区がいろいろな計画を立てる際には、区の緑化の基準を満たしてるからということではなく、それにまず上乘せをするといえますか、もっとボリュームのあるような緑化をするように、私どもいろんな庁内の調整を通じて、そういったことについては進めていくように努力をしてまいりたいと考えてございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** ただいま、課長さんから大変心強い、町内という御言葉聞きまして、大変力強く思うわけでございます。というのは、新宿区の、先ほど申し上げましたように、広い土地というのは限られておりまして、やはりみどりの運動というのは、住民が猫の額ほどの土地かもしれないと思いますが、そこにかかる情熱によって、みどりをふやしていかなければならないんじゃないのと思うわけございまして、たまたま今、区内に10地区の協議会が存在してございます。その協議会が2カ年経過してございまして、だいぶ軌道に乗りつつある経過でございます。その中で、ただいま課長さんがおっしゃいました、まちのみどりづくりということで、協議会で各10地区、各協議会で管内の地域のみどりについてのふやす計画、また、草花を御家庭でしていただいて楽しむ施策と、いろいろ考えて、例えばコンテストをやったり、いろいろ楽しくふやせる方法を考えていただいてやっておりますけれども、ただ、そこに専門家おりませんので、なかなか地域に園芸家、大変堪能な方がいらっしゃれば、そういう方々の御指導をいただくわけですが、都合のいいわけにまいませんので、この前もこちらの課へ御連絡、御相談いたしましたら、快く協議会の方へ御出席いただきまして、その協議会は民間のベランダ、あるいはお庭の花をコンテストして、出張所の大広間などにパレルとして発表して、地区のみどり化の活性化にしたいという御提案で、その花とかいろいろ、どういうものを審査したらいいとか御相談したら、快く会の方が来ていただいて、2時間懇談した経過がございます。そういうことで、ただいま協議会の中で、各管区の花づくり、みどりをふやすという動きが出てきておりますので、ぜひ、電話相談を設けるということでございしますが、それとは別に、組織として、地域としてやることでございしますので、またいろいろと御協力いただきたいと、それがみどりをふやす、ほんのわずかなことでございしますが、ちりも積もれば山となるということでございしますので、パーセンテージに出てくるんじゃないかということで、御協力をお頼みするわけでございます。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

課長、お願いします。

**道とみどりの課長** 今、いろいろお褒めもいただきまして、ありがとうございます。私ども、先ほども御説明いたしましたように、みどりの啓発と仕組みづくりの中で、講座、イベント、あるいは緑化の支援ということとか、場合によっては、いろいろの区でつかんだ緑化に関する情報発信などというものも、今後強化していきたいというふうに思っております。そうした中で、今、吉川委員からお話しいただきましたような地域のそうした団体、あるいはグループであっても結構でございますけれども、そうした活動の支援というのには、十分な力

を注いでまいりたいというふうに思っております。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。施策。

小林委員、お願いいたします。

**小林委員** 小林でございます。意見等、申し上げたいと思います。

資料4と5については、先に送付していただきました。そして、私はそれなりに見てきたつもりです。そしてまた、きょうも22項目について御説明をいただきました。ありがとうございます。そこで、個々に説明、また意見を述べると非常に長くなりますので、頭出しをして、まとめて申し上げたいと思います。

まず、そのうちの一つは、ここに書かれております施策というのは、新規とか継続とか拡充、こういうことでありますので、そういう頭出しをして申し上げます。

まず、施策についてでありますけれども、この新規の必要性というのは私は十分に理解できます。しかしながら、継続されている事項、例えば、屋上のみどり化、あるいはみどり化の花いっぱいを進める、こういうこと等につきましては関係をするものがかなりあるように思います。そういう意味で、もう一度見ていただくとよろしいのではないか、このように思います。

それから、2つ目ですけれども、継続について申し上げますと、見直し、実効性のあるようにやはり検討していかなければいけないだろうというように考えます。例えば、防災とみどりとにつきましては、非常に難しいものがあると思うんです。生垣自体、これは燃えるものです。可燃物。ですから、本当にどれだけ効果があるか、どれだけ進めるのか、また、どんな形で進めたらいいのか、そういうことを踏まえての見直し等が大事なかな、このように思います。

そして、3番目に拡充についてありますけれども、地域ぐるみの緑化とみどりの普及等は、内容が非常に類似するものがあると思います。そういう意味で、できるものは合わせるとか、統合するとか、一本化等を踏まえて検討し、推進すべきだというように考えます。

そして、最後4番目なんですが、審議会について申し上げますと、啓発と仕組み、こういうことでありますけれども、この審議会は、私はこう思います。今までの審議会というのは、樹木の指定、解除、こういうものが割合と中心に進められてきたように感じます。しかしながら、会長が申し上げましたように、現地の調査等含めて、新宿区のみどりにかかわる総合的な施策といいましようか、審議をする機関でなければいけないというように考えます。それから、もう一つ付け加えますと、今後の方針についてでありますけれども、速やかにやは

り早目早目に進めるということが大事ではないでしょうか。やはり、財政も豊かだということを知りましたから、特に力を入れて強力な推進をお願いしたいというように考えます。

以上、4点申し上げました。ありがとうございました。

**熊谷会長** ありがとうございました。御意見、賜ったわけですが、もし事務局でお答えできる部分があれば、お願いしたいと思いますけども。

**道とみどりの課長** ちょっとこの項目見ますと、確にかかっている部分と言いますか、方針の部分でまたがっているような部分が確かに出てございます。今すぐに、ここをどういうふうにとめるというようなことは申し上げられませんが、今一度、この辺については見直しをして、もう少しすっきりしたものに変えていきたいというふうに思います。それで、早期に実現というお話でございませうけれども、私どももできることは早くやろう、それが今までやっていたことが、とかく後手を踏んでるというような部分がございますので、こうしたものについては、やはり早期に実現を図っていきたいなというふうな思いでございませう。

審議会のあり方についてでございますけれども、これまで、どちらかといいますと、今、委員御指摘のように、保護樹木の指定、解除とかそういう部分に偏っていた面がある。もう一つ、皆様方の御意見をちょうだいして、それをうまく施策に反映する部分というのが弱かったと考えています。今後、またこの計画が策定された後、それ以降もこの計画を進める上での進捗についても御意見いただくとともに、これだけの委員の皆様、おそろいいただいておりますので、そうした意見を何とかいろいろ施策に反映するための、もっと実のあるといえますか、内容の濃い審議会にしていきたいというふうに考えているところでございませう。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ほかに、ございませうでしょうか。

渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** これまでの御意見と重複する部分もちょっとあるんですけども、全体として伺っていて、システムとして欠けているのかなとか、もうちょっと足した方がいいのかなというのが、一つが市民の目、一人一人の市民の目、地域の目。それからもう一つは、先ほどもありましたけれども、つなぐという形です。ここの4つの方針と施策案のところに、守る、増やすというふうにありますけれども、守る、増やす、そしてネットワークとしてつなぐという考え方、そして、一つ一つの施策もつないでいくと、もっと強固になっていくのではないかと思います。

まず、一つ目の市民の目、地域の目ということですが、大体みどりを守る原則とし

ては費用です、お金は十分あるようなんですけれども、それから行政の協力、それから商工会などの地元の人、さらにもう一つやっぱり大事なものは、一人一人の市民の力だと思うんです。この場合は区が率先して動かれているので、そこをうまく、例えば、先ほどのお話にあった保護樹木の問題なんですけど、市民の目がいろいろ見てらっしゃるわけで、個人として動かれるのがありますけれども、その歩くマップのようなものを保護樹木、それから屋上緑化のおもしろい事例、あるいはビオトープ、そういったので、歩く日をつくってマップをつくる、歩く日をつくる、それを広報でお知らせすると、そういったふうにつないでいって、一人一人の目を、するとさらにやはり、みどりというのは守っていけるのかなど。具体的に、その保護樹木は、一つはこれからどうなんでしょう、選定項目、選定基準を変えていくというようなことが可能であるのか、ちょっと入ったばかりなのでわからないんですけれども、例えば郷土樹種を選定樹木に入れていく、大きさが足りなくても郷土樹種を入れていくであるとか、あるいは、先ほどお話にあったような、自分の子ども時代の思い出の木、意外とああいうのって非常に皆さん、我々もそうですけども、心の中に残っているものですから、そういうものも選定の基準に入れていくという考え方や、それから伐採は、やはり伐採する、あるいは樹木というのは、いつかは寿命があるので減っていくものだと思うので、その伐採をした後、新たに、先ほど代替という話がありましたけれども、その代替が、その切った方に負担をさせるわけではなくて、企業でしたら代替樹木を何か植えてもらうとか、そういった場を、先ほど、新たなみどりをふやすというところで、河川、都市の隙間の緑化という話もありましたし、市民からもちょっとしたところで手を挙げていただくとか、チュウコウ、そういったところでそういった規模の、ちょっとしたスペースで目に見える形で代替の場というのをつくっていくことが、一方でも必要ではないかなというふうに思います。

それから、つなぐということですが、やはり守る、ふやすと来たら、それらをつないでいくネットワークとして、つないでいく。それから、個々の施策も先ほど吉川委員もおっしゃってましたけども、小林委員もおっしゃってましたけど、いろいろつながってくる部分があるので、それをうまくつなぐことによって、大きな力になっていくと思います。つなげる余地は多々あるように思いますので、そういったことを、今後検討していく必要があるかなというふうに思います。以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

重点施策のつなぎについては、次のあれで、みどりの地域別方針という検討案というのがございます。それのところで、また議論していただけたらと思います。その後半のみどりの

保護樹木の基準の見直しとか、それについてはいかがですか。

**道とみどりの課長** まず、保護樹木の基準についてでございますが、現在、先ほど御説明をいたしましたように、目通り1.2メートル以上ということが一つの基準になってございます。ただ、そうはいいながらも、今回の御提案をいたしましたように、必ずしもその基準にこだわるのではなく、物によっては、非常に珍しい樹種であるとか、地域の特性にあった樹種なども入れるようにはしているところでございます。今、委員御指摘のような、もっと基準についても必ずしもこうでなければいけないというような固いものではなく、もう少し柔軟に必要に応じて対応できるような施策が必要なのかなというふうに考えているところでございまして、その辺、どういう基準にするか、またちょっと検討してみたいと思っております。

**熊谷会長** 選定基準というのは、条例でも施行規則でもないですね。あれは、何ですか。規則。規則を改正するというのであれば、それは、ここの審議事項に上るんじゃないですか。違いますか。

**道とみどりの課長** 今、現在、私どもが運用している部分は、規則の中の、その他区長が特別に認める場合というようなところで、「遊び」の要素をつくりまして動いているところでございますけれども、規則をもし変えるということになれば、当然、この審議会の御審議をいただいた上で、変えていくような手順になるかと考えてございます。

**熊谷会長** 少し御意見も伺って、当初は、どちらかという、量をなんとかというので、1.2メートルが出たと思うんです。でも、その後、日本全体の中の流れで、量だけじゃなくて質をちゃんとという時代が変わってきてますから、おっしゃったように基準もそろそろ見直されて、それをここの場で審議していただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

ほかにございますか。重点施策について何か。

北村委員、お願いいたします。

**北村委員** 4つの方針と施策案について、ちょっと感想を申し上げますと、新規と拡充というのがずらっと並んでおりまして、大変威勢のいい、結構なお話だと思うんですが、現在、好況が続いているところから、区の税収も増えていることであり、課の予算も増えるという状況下で、今まで出来なかったことをあれもやりたい、これもやりたいという気持ちは理解できますが、景気の見通しは難しい。好況の次は不況が来る。来年は不況になるかもしれない。その場合に、例えばハンギングバスケットをやるとか、バス停に花を飾るとか、街路樹の下に花を植えるとかは今、手がけてみても、一遍不景気になれば、こうしたことは真っ先に整

理や廃止の対象になる。だから、そういう一時的、表層的なことでなくて、今後の緑化事業を考えた上で、いまこそやっておかなければいけない、基本的な、いわば緑化のインフラストラクチャーに視点をしぼって、原点から考えて見たほうがいいのではないのでしょうか。花籠いっぱいにあれもこれもと突っ込んだような考えではいけないだろうと思うのです。そのへんを事務局の方でもう一度、見直しになられたらどうかと思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。御意見として承っておいて、やっぱりみどりの本質的な長期にわたった骨太なものもないといかんと、その上で花飾る分には、よろしいですね、それは。

いかがでしょうか。ほかにございますか。

岸田委員、どうぞお願いいたします。

**岸田委員** 今の北村委員のお話は、全く同感でございます。それで私も同様な趣旨で発言しようかと思っていたんですが、やはり区が基本的にやらなきゃいけないことと、地元が自主的にやるもの、それをサポートするというもの、これをやはり分けた方がいいと思うんです。まさにバスケットをいろんなところに置く、それから花壇をつくるとか、プランターボックスを置くというやつは、ある意味でそれぞれの施設、あるいは地元が工夫しておやりになる、あるいは管理することでいいことだと思うんです。そういう意味で、区が何をやるかと、財政状況もいい今、何ができるかということは、やはり新規に緑地ないしはオープンスペースを購入する、あるいは整備するといったことだと、まず第一にはそう思うんです。そのことに関連して、実は国の国有地を買収するという話が進んでいるんですか。これは、買収するに足るほどのすばらしい緑地なんではないでしょうか。

**熊谷会長** とりあえず質問、御意見の中間に質問が入りましたので、それをお答えして。

**道とみどりの課長** 今、国有地の話でございますけれども、実は今、動いておりますのが、新宿区おとめ山。おとめ山公園は1.5ヘクタールほどでございます。その周辺に国有地ということで官舎が建っております、その住宅の用地が3区画に分かれておりまして、その3区画を合計しますと約1ヘクタールでございます。官舎とは申しまして、昔つくったものですので、比較的空地があって木が植わっていますが、それよりも何よりも、おとめ山という区内でも数少ないボリュームのあるみどりのある公園、その周辺をさらにおとめ山を核として、みどりの森といいますか、樹木をふやしていこうということでございますので、現状云々というよりも、今後そのおとめ山を核にふやしていくという意味で、非常に貴重なのかなとい

う認識をして取り組んでいるところでございます。

**岸田委員** よくわかりました。それで、みどりの森というお話もあったんですが、けど、考えてみたら、おとめ山の周辺、これは熊谷先生が居住地の近くなんですが、知っているかわかりませんが、あの辺、非常に良好な環境、比較的、新宿区の中ではいい場所であって、それはそれで拡充できるんでしたら結構なことだと思うんだけど、一方で新宿区を全体的に見回すと、相当高密度で環境が悪いところがあるんです。だから、新宿区ってバランスを考えるっていう意味からすると、比較的良好的な環境はそれで維持・保全するにしても、やはり今、問題を抱えているところ、そこを重点的に、小さな敷地でもいいから、放置されるんだったらそれを買収する、要するに身近なみどりをとにかく全体的にバランスよくつくっていくということは必要ではないかなと思っております。そういう意味では、全体の中で御判断いただいた方がいいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

藤田委員、お願いいたします。

**藤田委員** 新たなみどりをふやすということで、最近、屋上緑化というのがふえていて、都の条例でも義務化されている。区の方でも義務化を進めているかと思うんですけども、そういったもので、できたところがその後どうなっているかの調査、そういった、実は我々みどりをやってまして、リースでいいからやってくれという、最初の審査を通るためだけのみどりというのが、ちょっと出てきたりしています。そういったものを、やはり義務化してやっているんだったら、それが継続してなければいけない。それから、公開空地制度なんかでも、みどりの率というのが定められていない、広場であればいいとか、駐車場に使っちゃってるとか、そんなものもある。そういう義務化、それから補助金を出したりしてる場所というの、その後がどうなっているかって、これをきちんと検証して、きちんと守っていただくような、そんな体制ができないかなというふうに思っております。

以上です。

**熊谷会長** 大変貴重な御意見だと思いますけど、みどりのモニタリングとか、フォローアップということで、環境系では、今すべてそれが常識になっているんですけど、だから、今おっしゃられたように、ただそのリースで計画書のときだけこうだって、半年たって行ったら何もなかったなんていうのは、非常に余り望ましいことではないあれですから、その辺もまた、見直しの必要ありますね、これから。御検討いただいたらと思いますけど。

ほかに何かございますでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

**小林委員** 小林でございます。今、藤田さんから屋上緑化のお話がありました。今回も新しく、屋上等の緑化の重点項目が入ってきているわけですが、既に屋上緑化については進められているわけでありまして。これもやっぱり新しいものが必要なんです。しかしながら、現在進められている屋上緑化を見ますと、一例を挙げますと、これは私の近くのことですから、ほかはちょっとわかりませんが、私が毎日見ている屋上緑化は、植物が育つときは非常に緑できれいです。しかしながら、もうそろそろ枯れてきて、非常に汚いというか、あれ、これでいいのかな、このように思います。それは、防災上も決していいものではありません。そこでやはり、今まで進められてきた屋上緑化の見直しと、そして、これから新規に進める屋上緑化等については、やはりリンクするものがあるんですから、そういうものを踏まえた上でいい方法を考えないと、なかなか効果が上がらないだろうというように考えます。そういうことから、やはりこの中で新規のものについても、方向性はいいんだけど、やはりリンクするようなところはもう一度見直していただきたいというように思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

興水委員、屋上緑化の専門家として、いかがですか。何か御意見あれば。別なことでも結構です。

**興水副会長** 今、みどりの基本計画の改定案についての議論をしているわけですが、資料3で、先ほど構成案については、これでいきましょうということで確認ができたわけですが、きょうの御説明は、この構成案のⅡの計画の地域別方針までが披露されると、検討すると、そういう段階だと思っていいわけですね。そうしますと、それ以降の7からⅢの調査解析のところ、それから先ほどから議論が出ている3の計画の検証、目標の達成度、施策の達成度、あるいはさらにアクションプログラムとありますけど、これは次の審議会でもっと具体的に議論するというふうに受け止めてよろしいんですか。まず、そこをお聞きします。

**熊谷会長** 事務局、お願いします。

**道とみどりの課長** 事務局です。

この青い部分のデータ関係でございますけれども、これまで幾つか、私どももその都度、データ収集してございます。これについては、計画をまとめる段階でこの資料を整理をして、お示しをする必要があるとは思っております。ただ、これについては、内容についてちょっとまとめた段階で、また御提示をさせていただければと思っております。それで、ここの施

策の構成案でございますけれども、緑色の部分については、目標の達成といえますか、上の部分でございますけれども、この間、目標の設定等々のところで一定御議論をいただいたのかなというふうな考えでございます、どちらかというところ、この赤い部分について今後御議論いただく部分というふうに認識しているところでございます。

**興水副会長** わかりました。そうしますと、来年の9月までにまとめるという、先ほどのお話でしたけれども、あと2回ぐらいは、ここで検討するチャンスがある、1回ぐらいでしょうかね。

**道とみどりの課長** 今の予定ですと、今度3月ぐらいで、あらあらの部分までお決めいただければなと思ってございます。ただ、これもその後の進捗、こちらの準備にもよるかと思えますけれども、私どもの目標としては、3月ぐらいに案を決めたいなというところでございます。

**興水副会長** わかりました。そういう前提でちょっと1つだけお話しします。屋上緑化は皆さんご意見出たので、すみません、会長の御指示ですけれども、施策案のシートのところのこの最後のところの、啓発と仕組みの①と②、最後から2番目です。これもたくさん御意見が出たんですが、①のところの、国、都、地区と連携していくという部分ですが、これ少し中身薄いので、もうちょっと、後で充実させていただきたい。特に、新宿区は東京都庁が目の前にあります。都の施策に関しては、やっぱり敏感でありたいと思うんです。都も非常に施策を次から次へと打ち出していますので、それに対して乗れるところは乗る、利用するところは利用するぐらいのことがあってもいいんじゃないか。例えば、公邸の緑化であるとか、そういうところは、もっともっと積極的に取り組んで、地理的な近場である有利性を利用して、都の施策は利用するところをどンドンどンドン利用していくということがあってもいいのかなと思いますけど、都の施策と連携するということは、もう少し具体的にやっていただきたい。

それから、今度、区の中だと②の方ですけども、これも吉川委員からありましたように、地区協議会、この役割はとても大きいので、これは地区協議会という名前をぜひ入れて、どういうふうに連携していくのかということをもっと具体的に、この今後の施策のところぜひ書いていただきたいと。これは区としては、行政としては大変やりにくいし、また、逆に手続的に面倒くさいことになってしまう恐れもあるので、とりあえずちゅうちょすること、しり込みすることもあるかもしれませんが、やはり区民、それから協議会、行政、それから新宿区の企業とか様々な民間の力もあるわけですから、この辺は新宿区らしい

施策展開として、今すぐ具体的に書ける部分はなくとも、そういう展開をしていくんだって  
いう姿勢はやっぱり示して行って、これから考えていくということでもいいと思いますので、  
ぜひ、その辺を取り組んでいただきたいというふうに思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。

御意見、まだおありかと思いますが、時間の関係もございますので、議題を次に進めさせて  
いただいて……はい、どうぞ。

**秋山委員** 緑じゃないんですけども、継続の方で河川の問題なんですけど、早稲田の方にアユ  
がすむようになったんですけど、江戸川橋から下の方が、毎回申し上げているんですけど、  
泥のようになっているんです。田中角栄さんのいわゆるあのときには、あちらで流したんでは  
ないかと思うんですけど、金魚だのヒゴイだの、こんな大きなコイが見えていたんです。  
ところが、今どろどろで、黒いのもときたま顔がぼいっと浮くぐらいしか見えません。  
先ほどの話で、他区と都の方に呼びかけて協力を求めるというような話がございましたので、  
江戸川橋から下の方は、文京区から流れている水もございすんです。文京区の方に、先ほ  
どマップの話も出ましたんですけど、新宿区はこういうふうにあユがすむようになりまし  
たよというようなPRを兼ねて、文京区に呼びかけていただいたらどうでしょうか。少しは  
川もきれいになるんじゃないかと思うんですけど。全然見違えるほど、江戸川橋から上の方  
はきれいな水になったんですけど、同じ河川でこんなに違うものかと思うくらい違うんで、  
ぜひとも文京の方にも呼びかけて、そのきれいになった中にすむアユのいるのを見せていた  
だけたら、協力が求められるのではないかと思うので、ぜひともお願いしたいと思います。  
よろしくどうぞ。

**熊谷会長** 小林委員。

**小林委員** 小林でございます。1点だけ。大変、恐縮なんですけれども。今、副委員長さんか  
らもお話があったんですが、みどりの啓発としくみづくりのところで、②を見ていただきた  
いと思うんです。この中で、みどりと潤いにあふれる地域環境を実現すると、こういうこと  
があるわけでありまして。これは区民、事業者、区という役割の協働の話がありますが、中心  
はやはり区民、事業所だろうと思うんです。しかしながら、こういうことを進めるに当たっ  
て、区民、事業所には限界があるだろうと私は思うんです。そこで、一つの提案といいます  
か、検討していただきたいのは、ここにあるのが、みどりの協力員4名委嘱した、こういう  
話があるんですけども、もう少しそれを発展をさせて、組織をつくったらいかがでしょう  
か。例えば10出張所があれば、その出張所一つずつに組織をつくっておいて、協力をしてい

ただ人たちを募る。そして、その輪を広げていくというようなことを考えていただいたら、より以上、この計画が合理的に進んでいくのではないかと私は思うんです。そういう意味で、組織づくりというものを検討していただけたら、このように思います。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。具体的な御意見として検討させていただきたいというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大変多くの御意見いただきましたが、計画に生かしていただきたいというように思っております。

次の課題であります、地域別方針検討案について事務局より説明をお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、みどりの地域別方針案について御説明申し上げます。お手元の資料6を御参照いただければと存じます。

まず、地域分けでございますけれども、現在のみどりの基本計画では、現行の都市マスタープランの地域区分に合わせまして、新宿区内を7つの地域に分けて、みどりの地域別の方針をつくっております。ちょっと、そのあたりにつきましては、現行の計画書の、こちらの冊子の50ページでございます。

今年度、都市マスタープランと総合基本構想を含めて、総合計画という位置づけになってございますけれども、その見直しの中では、地域の皆様方が身近に感じられるということで、特別出張所単位でございまして、新宿区内を10の地域区分に分類してございます。これについては、資料6の次のページ、上の図でございまして、こちらの部分でございまして、10の区域に分けてございます。

今回、そういったことでございますけれども、みどりの基本計画の改定に当たりましては、この10の地域区分ということでは、ちょっとうまくないのかなということを考えまして、みどりを見た場合、みどりの観点から特性の似ている地域、みどりの広がりにつながった地域、それぞれを分断することなく、そういったものを統合して6つの地域区分を設定してはどうかということを考えまして、御提案をさせていただいているものでございます。図の2を御参照していただければと存じます。統合した地域は、落合の第一、第二の地域、並びに笹筒と榎の地域です、また、柏木、大久保、若松、この3つの地域を統合いたしまして、一方で新宿区のみどりの骨格である7つの都市の森ということをうたっているわけですが、この7つの都市の森を分断しないこと、また、住居系、商業系の土地利用の特性なども似て

いること、また、自然地形とか市街地の状況などについても加味した上で、こうした6つの地域でまとめてはどうかということで御提案させていただいているものでございます。

地域別の方針の作成方法でございますけれども、まず、公共施設の緑化、あるいは学校のビオトープ、また、保護樹木・保護樹林、地域の緑化、また、道路、公園サポーター、主な屋上緑化など、現在区で行っております事業を行ってきた箇所、実績を地図にプロットいたしまして、この地域分布ですとか、保全や緑化の強化が必要な箇所について分析を行いたいと考えてございます。また、公園につきましても、どこに公園を優先的に確保すべきなのかと、確保を優先するエリアと、今後、公園の改修が必要な箇所、また、道路や河川についても今後の改修計画等を示していきたいと思っております。それに加えて、地域の歴史とか文化資源、そうしたものの情報を集めていきたいというふうに思っております。その上で、各地域の特性、課題に応じた重点施策、緑化目標を地域別に設定していきたいというふうに思っているところでございます。

みどりの地域別については、このような方針で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

本日は、この方針にいろいろ御意見をいただいて、それに従って、次回には目標、重点施策、緑化目標を御検討いただくということですね。よろしいですか。

では、先ほどもいろいろ御意見をいただきましたけれども、この地域別、事務局としては6つの地域区分をして、それぞれに方針を立てて目標像を設定していきたいということでございますが、何か御意見、御質問があったらいただきたいと思えます。

斉藤委員、お願いします。

**斉藤委員** 初めてなので、まだ新宿区、よくわかってないんですけども、農山村とかって今、限界集落という言い方されてますよね。一方、都心は縮小化の社会と言われて、それから先ほども、小学校がなくなるとか高校がなくなるということで、小学校がなくなるということは、子どもが減っているということで、そういう中で、みどりをただふやすだけということではなくて、むしろみどりというものを戦略として、魅力として使うということだと思えます。今あるみどりの資源上から見て、できるだけ少ない区分というか、6つに減らして、そのリソースというか、みどりの塊をうまく使うということで、それは非常に縮小化の中では重要な戦略なのかなというふうに思うので、でも、やっぱり地域別の特徴がありますから、それをうまく、先ほど吉川委員もいろいろ言われてますけど、現場から吸い上げたものと組

み合わせて、やっぱり子どもとか、もちろん新宿の場合、企業とかいろんなものがありますので、そういうところの魅力になるようなみどりという、もう少し組み合わせるといふか、同じみどりでも、そういう暮らしとか子どもとか絡みのものと、企業とか、それから外から中間人口というのがすごく来るわけですから、そういうあたりに対するみどり、花なんかもそうであると思うんですけど、そういうあたりをうまく施策にどんどん入れていかれるといふのかなというふうに考えます。

**熊谷会長** 事務局、特によろしいですか、御意見として受け取るということで。わかりました。

吉川委員、お願いいたします。

**吉川委員** ただいま、私たちは区民会議のときから、7つの森ということで、これではということ、皆さんお話し合ってきた。今度、斉藤委員がおっしゃったように、6つの地域、それなりにいいところあると思うんですが、斉藤委員もおっしゃっていましたが、私どもの箆笥と榎というのは、地域からいったら雰囲気は全然違うんです、はっきり申し上げて。みどりについてはわかりませんが、地域としたら。こういう案が出てきておりますので、御協力したいと思っておりますけれども、ただ地域の雰囲気としたらまるっきり違うということと、それから、これからは、ただみどりじゃなくて、副会長さんがおっしゃっていたように、まちについてのそれにまつわる由来、歴史、大変興味あるあれでございますが、そういったことを合わせてくると大変違いがあるので、ちょっと戸惑ったんですけれども、分けられているので御協力は申し上げますが、ただ戸惑いがあるということをお知らせしたいと思います。

以上です。

**熊谷会長** 小林委員。

**小林委員** 小林です。方針の検討案の2の(2)、公園の確保について申し上げたいと思います。

公園の確保については、ぜひ進めたいと思うわけでありましてけれども、私はそれとあわせて表裏一体で考えていただきたいことがあります。それは何かと申しますと、現在ある公園をこのままでいいかどうかと考えたときに、決していいとは思いません。というのは、やはり足元とか身近なことができないで、先、先ということよりは、やはり現在あるものを非常に大事にしていきたいと思うわけでありまして。ですから、公園の確保は結構なんですけれども、あわせてやはり、現在ある公園を荒れた公園にしないほしいということをお願いしておきます。

以上です。

**熊谷会長** それは、その今の（２）の②の方で長い間改修を行っていない公園を記号分けして、ただ分けるだけじゃないでしょうね、これ。そういう御意見をいただくと、どうするのが、それは当然の御意見。

**道とみどりの課長** 極めて当然のご指摘でございます。実は、区の方で公園の整備計画というのをつくる予定でございまして、来年度から、まず状況のデータ収集とか分析から入りたいと思っております。現在ある公園についても、確かに最近、どちらかという管理水準が低目であった面が、正直言ってございます。現在、これについては、公園のリフレッシュということで、重点的に３カ年ほどで、遊具の問題ですとか整備については取り組む計画でございまして、既にそれについては取りかかっているところでございます。また、それと並行して、当然公園の配置もそうですし、地区に応じた公園の利用のされ方、どこでも同じ公園ではなく、地域に合った公園、公園の役割分担といいたし、そういったことも含めて計画を立てる必要があると考えてございまして、それについても、来年度以降、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** ただいま、公園というお話で、一つには確かに場所もございませぬから、小さな公園もございまして。それはそれで結構なんですけど、例えば、東若葉公園ですかね、四谷駅のあそこ、ございますね。あそこは噴水が出ているんです。野鳥と親しむといいますが、あそこに行きますと、水場があると結構野鳥が水を飲みに来るんです。それで、神田溝がございまして、あそこの整理して、水辺に親しむということも必要でございますが、身近な公園で噴水がある、水場があるというのは少ないと思うんです、新宿区。それで、あそこへ行くと、公園行けば幾らか野鳥と自然と接することができるということで、全然砂地だけじゃなく、幾らかほかの公園にも噴水と水場がある公園を設けていただけたらなという改造についての希望と、それともう一つ、児童公園は別ですが、今公園というのはお子さんだけではなくて、私ども見て歩きますと、結構熟年者の方も公園でお楽しみいただいている姿をお見かけしますので、その公園の施設というと、大体お子さんのブランコ、すべり台、砂場ということで、パターンが決まっているんですが、そういう熟年者もちょっと健康に役立つような竹踏みの施設だとか、あるいは飛び石みたいに体を軽く動かせるような、そういう施設も公園に兼務していただけたら、区民の多様な方々にお楽しみいただけるんじゃないかと、その改造につ

いてのちょっと今、御注文申し上げた次第でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変具体的な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。みどりの地域別方針検討案につきましては、一応事務局案の6地域に分けて検討を進めたいということと、それから、この方針につきましては、この方針にプラス今までいただきました御意見、地域の中でのネットワークとか、そういうつながりを大事にしるとか、あるいは先ほど秋山委員から出てまいりました河川の、この方針でいきますと、(3)の道路、河川についての2の河川改修の中に水質の改善とかそういうことも含めて、十分に検討できるような方向で、再検討していただいて、ということをお認めをいただけますでしょうか。

岸田委員。

**岸田委員** 最後に熊谷先生の方からあったんですが、3番の道路、河川についてという項目がございますね。ここは、都市計画道路というふうだけに、道路に関してはなっているんですけど、実はきょうの施策の中で、電線の地中化と街路樹の整備という項目があったと思います。都市計画道路だけではなくて、身近な生活道路についても、特に区道についてはそういう方向で、ぜひ整備の計画を検討していただきたいと思うんですが。

**熊谷会長** ぜひ、今の岸田委員の御意見を十分に方針に盛り込んでいただけたらと思います。

多分、まだ御意見おありかと思いますが、よろしければ、次の議題に移らせていただきますけど、本日も含めて、言い足りない部分、また新たにお気づきの点がありましたら、どうぞ御遠慮なく事務局の方へお申し出いただければ、十分にそれを検討していく材料にさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、みどりの地域別方針検討案をお認めいただいたということで、時間をちょっと過ぎておりますけど、よろしいでしょうか。

---

### ◎提案書について

**熊谷会長** それでは、ここで前回時間の都合で議論に至りませんでした、北村委員からの提案書について、事務局から説明をお願ひいたします。

**道とみどりの課長** 前回、先ほど北村委員の方からもお話しございましたけれども、6月25日付で北村委員から御提案書をちょうだいしてございます。内容については、緑被率の算定方法についての発想の転換ということで、樹種や樹高に応じた二酸化炭素の吸収量を推定して、緑被率の算定基準を二酸化炭素の吸収量に変更してはという御意見でございます。また、高

木の植栽が有利になるような、こういった新算定基準に基づく緑化を建築確認の際の前提条件にするという御提案、また、保護樹木の指定基準、並びに指定拡大方針について、指定基準を二酸化炭素吸収量を考慮して、吸収量の高いものを優先させるとかというようなこと、また、地域住民の方の指定推薦制度を導入するということとか、落ち葉の清掃などの負担の軽減というような御提案でございました。

事務局として、現在まで検討したところを、今御報告させていただければと思っております。

緑被率につきましては、地域のみどりの豊かさを示すということで、一般的に最もわかりやすいといえますか、全国的に用いられている指標でございますので、緑化の余地の少ない新宿区では、屋上緑化を初めとして、わずかな場所での創意工夫した緑化なども評価できるとか、ヒートアイランド対策についても一定程度評価できる指標でないかなというふうに思っているところでございます。それで、北村委員御提案の二酸化炭素の吸収量というのは、一方で地球温暖化の防止の観点からも非常に意義のある指標だというふうに思っておりますけれども、ちょっと緑被率とは概念が異なりますので、今後それについては検討させていただきたいなと思っております。

建築の際に高木を残すということに関しましては、既に私どもの緑化計画書を算定する際に、高木を植えた場合には、ほかより3割増しにするというようなことで、高木を何とか残していくような手だても今まで講じてきたところでございます。そういったこともやっておりますように、区としても高木の大切さというのは認識してございますので、二酸化炭素の吸収量という、その数字についてはなかなか、まだすぐということではございませんけれども、今後こうしたことと高木を残していくという施策の整合性については、引き続き検討させていただければというふうに考えてございます。

また、先ほど来、この審議会の中でも御議論いただきましたけれども、保護樹木の指定については、地域の住民の推薦とか、先ほど会長からも御提案いただきましたけれども、区の方である程度洗い出しをして、また審議会を通じたの推薦というような仕組み等々の御提言をちょうだいしてございます。これについては、どういうふうに組んでいくか、この審議会の御提案の趣旨も踏まえて、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。北村委員からの提案書につきまして、事務局の見解につ

いて御説明いただきましたけれども、二酸化炭素の吸収量の指標を新宿区の都市緑化に活用できるかどうかについては、データの検証作業も含め、今後も検討していただきたいというふうに思っております。これは、たまたま、きのう国の生物多様性の審議会があったんですが、地球温暖化の問題というのは大変、もういろんな意味で、今世界的な大きな話題になっておりまして、もちろんCO<sub>2</sub>の問題、ただしCO<sub>2</sub>については、樹木がどのくらい貢献できるかどうかというのは、まだ科学的なデータが十分に蓄積されていないというようなことも一方でありますので、それについて早急に科学的な検討を進める必要もあろうかと思えますし、一方でCO<sub>2</sub>が単なる温暖化だけではなくて、特に海洋部によっては酸化現象が今後も大変大きな問題になってきて、酸化が進みますと、カルシウム系、つまり魚の資源とか、もっと大きな影響をもたらすというようなことも指摘がありまして、今大変、世界的にもホットな話題ですので、新宿区としては、ぜひそういうことに対して、ある意味で先駆的といえますか、そういうような検討も進めていただけたらというふうに思っております。北村委員には、ぜひまた、いろいろ御意見も賜っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、保護樹木の指定拡大等の御提案もいただいておりますけど、今期の審議会では、十分に皆様方の御協力いただいて、できるだけ、どうもここへ来て指定解除とか、それだけのただ報告を受けていて、何を審議しているのかいつも疑問がわく場面もございますし、というのは審議会が年に開かれるのが非常に限られておりますので、できればこういう解除願いが出てきたので、それをここで審議して、その結果どうしても認めなければならんとか、あるいはこの場合は何とかして指定解除を取り下げただけでないかとか、そのためには区としてどういうことをしたらいいか、何かそういう議論ができると前向きなんですけれども、どうもそれを今までいろいろ私どもも残念な思いをしてまいったので、今期はぜひ、先生方も委員の方々も御協力いただいて、前向きに1,100本ぐらいまで行きたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間がございませんので、一応北村委員の御意見に対しましては、今後引き続き検討させていただきますということで、よろしくお願いしたいと思います。

---

### ◎報告

**熊谷会長** では、次に報告に移りたいと思いますが、事務局で何かございますでしょうか。

**道とみどりの課長** 花いっぱいについて、御報告をさせていただきます。

**事務局** では、事務局から、新宿花いっぱい運動について御報告いたします。

新宿花いっぱい運動は、新宿のまちを花とみどりで飾り、みどり、風、文化を感じる美しいまちを実現することを目的に、今年度から取り組んでいる事業です。ごらんいただいている写真は、この9月に新宿3丁目の商店街灯9本に設置いたしましたハンギングバスケットです。設置は区で行いましたが、日常に欠かすことのできない水やりは、地元の商店街の協力を得て行っています。これらにつきましては、地域と協定書を交わしております、当初の二、三年の間は、花の交換も含めまして区が行ってございますが、その後の設置・管理は地域の方に委ねる予定であります。

これは、設置の状況です。新宿駅周辺の繁華街に設置するために、安全対策については十分に配慮しています。特に強風に対する対策、落下に対する対策、加重への対策、水やりの際の通行人等への飛散防止など、さまざまな点から配慮いたしまして設置したものです。設置しました花は、ペコニアの改良品種です。乾燥に強く、花持ちがよく、病虫害にも強いといったようなさまざまな要件を備えたものを選んでおります。花台の交換は、年間3回から4回を予定しております。今年度は、こちら新宿3丁目のほかに、新宿の歌舞伎町のセントラルロードの方にも15基ほど設置する予定であります。また、本庁舎の東側の入り口の前にも5基ほど設置してございますので、ごらんいただければと思っております。

報告につきましては、以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。もし、報告について、何か御質問でもあればお受けしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

---

#### ◎その他連絡事項

**熊谷会長** それでは、最後にその他連絡事項に移らさせていただきます。事務局よりお願いいたします。

**道とみどりの課長** それでは、次回の審議会の開催時期についてでございますけれども、来年の3月ごろの開催を予定しております。委員の皆様方には改めて御通知申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎閉会

**熊谷会長** それでは、平成19年度第2回の新宿区みどりの推進審議会を閉会といたします。

本日は、本当に活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後ともよろ

しく願いをいたします。どうもありがとうございました。

**高橋委員** 2時間ではとても足りないと思います。あまつさえ、こうやって資料を送ってこられて、事前に考えておくようにと言われたら、とても大変なことなので、これは何のためにこういうふうを送ってきていただいたかということになります。本日、私は、ですから発言を遠慮してましたけれども、これだけの議題をやるのであれば、2時間ではとても足りないと思います。委員の方々の御都合があると思いますけれども、もっと切るか、あるいは時間を長くとっていただきたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございました。大変恐縮ですけども、高橋委員の方からは文書で御意見なり何なり、ぜひお寄せいただければ、すべてを検討材料とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**高橋委員** 資料は事務局に出せばいいんですね。

**熊谷会長** 事務局あてにお願いいたします。

午後12時15分閉会